



介護保険課からのお知らせ

▶問い合わせ 介護保険課 ☎73-3017

介護保険負担割合証を7月上旬に送付します



要介護・要支援認定を受けた人や事業対象者に交付される「介護保険負担割合証」の適用期間は、毎年8月1日～翌年7月31日の1年間です。所得に応じて利用者負担の割合が変わるため、負担割合証は毎年交付されます。

介護保険負担割合証には、利用者負担の割合が記載されています。サービス事業者は、この負担割合証で利用者負担の割合を確認しますので、サービスを利用するときは介護保険の保険証と一緒に事業者に提示してください。

利用者負担の割合の決め方

利用者負担の割合	対象となる人
3割	以下の①②両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額※が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※」が ・単身の場合、340万円以上 ・2人以上世帯の場合、463万円以上
2割	3割の対象とならない人で、以下の①②両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額※が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※」が ・単身の場合、280万円以上 ・2人以上世帯の場合、346万円以上
1割	上記以外の人

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

介護保険負担限度額認定証の更新の時期です

負担額の減額認定を受けた人には、「介護保険負担限度額認定証」を交付しています。介護保険負担限度額認定証は、低所得の人が介護保険施設への入所（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用するときに食費や部屋代の軽減を受けるためのものです。

現在お持ちの介護保険負担限度額認定証の有効期限は、7月31日（水）までです。既に認定を受けている人には、7月上旬に申請書を送付しますので、介護保険課または各支所で手続きをしてください。新規で認定を受けたい人は、介護保険課までお問い合わせください。

利用者負担段階	対象者	負担限度額（日額）					
		部屋代				食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室		
第1段階	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市町村民税を課税されていない人で、年齢福祉年金を受給している人 ・生活保護などを受給している人	万円 かつ、 預貯金 などが 単身で 2,000 万円 以下	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市町村民税を課税されていない人で、年金収入+その他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人		820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市町村民税を課税されていない人で、上記第1・第2段階以外の人		1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円
第4段階	・上記以外の人		負担限度額なし				

※介護老人福祉施設とショートステイを利用した場合の負担限度額は、()内の金額となります。

第25回 参議院議員通常選挙のお知らせ

新しい時代を創る この一票



7月28日の任期満了に伴う参議院議員通常選挙が予定されています。国政を託す私たちの代表者を選ぶ大切な選挙です。候補者の主義・主張を確認して投票しましょう。

なお、参議院議員通常選挙の選挙期日（投開票日）については、決定してから市ホームページなどでお知らせします。

投票日当日の投票所

投票日当日は、郵送された『投票所入場券』に記載された投票所で投票できます。なお、前回の県議会議員選挙（無投票）から、次の投票所の場所が変更になっています。

投票区	変更前	変更後
第5投票区	三豊市立二ノ宮小学校屋内運動場	三豊市高瀬町二ノ宮農業構造改善センター
第8投票区	旧三豊市立河内小学校屋内運動場	旧三豊市立河内小学校職員室
第15投票区	三豊市立比地大小学校屋内運動場	三豊市豊中町公民館比地大分館
第28投票区	三豊市仁尾町体育センター	三豊市仁尾庁舎
第32投票区	旧三豊市立財田上小学校屋内運動場	旧三豊市立財田上小学校音楽室

期日前投票

投票日当日に、仕事や冠婚葬祭などの用務がある人、旅行やレジャーなどで投票区の区域外に出掛ける人、病気などで歩行が困難な人など、一定の事由に該当すると見込まれる人は、期日前投票ができます。

期日前投票所を設ける場所	選挙期日（投開票日）が7月21日の場合の期日前投票の期間*	時間
市役所西館大会議室	7月5日（金）～7月20日（土）	午前8時30分～ 午後8時
山本庁舎2階大会議室	7月18日（木）～7月20日（土）	
詫間福祉センター1階第1会議室		

※期日前投票の期間は、公示日の翌日から選挙期日（投開票日）の前日までとなります。上の表は選挙期日が7月21日の場合の期間を記載しています。

- ・上記のいずれの期日前投票所においても投票できます。
- ・期日前投票のための「投票用紙等請求書兼宣誓書」を投票所入場券の裏面に印刷しています。期日前投票をされる場合は、あらかじめ必要事項を記入して期日前投票所に持参してください。投票所入場券を持参されない場合は、期日前投票所で「投票用紙等請求書兼宣誓書」の記入が必要になります。

三豊市に転入した人

三豊市へ転入の届け出をして引き続き3カ月以上*三豊市に住民票を登録している人は、三豊市の選挙人名簿に登録されるため、三豊市で投票できます。（※公示日の前日を基準日とします。）

三豊市での住民票の登録期間が3カ月未満の人は、まだ三豊市の選挙人名簿には登録されていないので、三豊市では投票できません。

転入してきたばかりで三豊市の選挙人名簿に登録されていない人は、旧住所地の選挙人名簿に登録していれば、旧住所地の選挙人として投票することができます。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

開票

日時：選挙期日（投開票日）の午後9時から
場所：市総合体育館（三豊市高瀬町上高瀬751番地24）
速報：市ホームページへの掲載（随時更新）

※詳しくは、投票所入場券に同封されるチラシ、市ホームページをご覧ください。

▶問い合わせ 選挙管理委員会（総務課内）☎73-3000